

現場代理人及び主任（監理）技術者等の適正な配置等について

（令和7年4月1日以降適用）

建設工事の適正な施工体制の確保を図るため、現場代理人及び主任（監理）技術者等の適正な配置についてお願いしてきたところですが、相模原市発注の建設工事における技術者の配置条件等を建設業法等に基づき次のとおりまとめましたので、再度ご確認の上、遵守くださいますようお願いいたします。

1 建設業法における技術者制度

建設業者は、請け負った建設工事を施工するときは、一定の施工実務の経験又は一定の資格を有する者で、施工の技術上の管理をつかさどる者（主任技術者又は監理技術者）を置かなければなりません。

建設業法における工事現場に配置する技術者の資格等については、以下のとおりです。

なお、本資料に示す金額は全て消費税込みです。

許可を受けている業種	指定建設業（7業種） 土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、ほ装、電気、造園			その他（左以外の22業種） 大工、左官、とび・土工・コンクリート、解体、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設		
	建設業の許可	特定建設業		一般建設業	特定建設業	
元請工事における下請金額合計	5,000万円 （※1）以上	5,000万円 （※1）未満	5,000万円 （※1）以上は 契約できない	5,000万円 以上	5,000万円 未満	5,000万円 以上は契約できない
工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
技術者の専任	公共性のある工作物（建設業法施行令第27条に定める、ほとんどの施設）に関する建設工事であって、請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合9,000万円）以上となる工事					
資格者証及び講習修了履歴の必要性	発注者が、国・地方公共団体等のときに必要	必要ない		発注者が、国・地方公共団体等のときに必要	必要ない	

※1 建築一式工事の場合8,000万円

2 現場代理人及び主任（監理）技術者の配置条件

請負金額や種別に応じた現場代理人及び主任（監理）技術者の配置条件は、以下のとおりです。

請負金額【工事種類】	種別	常駐・専任	配置できない者
4,500万円以上 (建築一式工事の場合は9,000万円以上)	現場代理人	常駐	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所専任技術者（建設業法の定めにより営業所ごとに専任で置く営業所技術者・特定営業所技術者） ・他工事の現場代理人又は主任（監理）技術者
	主任（監理）技術者	専任	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所専任技術者 ・他工事の現場代理人・主任（監理）技術者
4,500万円未満 (建築一式工事の場合は9,000万円未満) (単価契約の工事の場合、請負金額は発注上限額と読み替える)	現場代理人	常駐を要するが、条件付で兼任可 (1人2現場まで) ※2、※3	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所専任技術者 ・他工事（4,500万円以上、建築一式工事の場合は9,000万円以上）の現場代理人及び主任（監理）技術者
	主任技術者	兼任可 (1人2現場まで) ※3	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所専任技術者（※4） ・他工事（4,500万円以上、建築一式工事の場合は9,000万円以上）の現場代理人及び主任（監理）技術者

配置すべき期間は、契約締結日（余裕期間設定工事の場合は工事開始日）から検査完了日までとなります。（※5、※6）

※1 配置する主任（監理）技術者は、同工事の現場代理人を兼務することができます（営業所専任技術者は除く）。

※2 現場代理人の兼任条件

- ・兼任する工事がいずれも本市発注工事であること。
- ・現場代理人が、作業期間中にやむを得ず工事現場を離れる場合は、連絡員が滞在（常駐）し、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、本市との連絡に支障をきたさないこと。
- ・現に現場代理人を兼任していないこと。
- ・営業所の専任技術者でないこと。
- ・入札時の「現場説明書」や「仕様書」に兼任を認めない旨の表記がなされていないこと。
- ・契約時（余裕期間設定工事の場合は工事開始日）に「現場代理人兼任配置届」を契約課へ提出し受理されていること。

※3 配置する種別に関わらず、同一人を3現場以上に配置することはできません。なお、同一工事の現場代理人と主任技術者を兼務する場合は1現場とみなします。また、兼任する工事はいずれも4,500万未満（建築一式の場合は9,000万未満）である必要があり、いずれか片方の工事が要件を満たさない場合（変更契約による増額も含む）は兼任が出来ません。

※4 営業所専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められているため、原則として工事現場の主任（監理）技術者になることはできません。ただし、請負金額4,500万円未満の工事（建築一式工事の場合は9,000万円未満）については、営業所及び工事現場が共に市内に所在する場合に限り、営業所専任技術者を工事現場（1件に限る）の主任（監理）技術者として配置することができます。なお、営業所専任技術者が現場代理人になることはできません。

※5 現場代理人は工事現場に常駐する必要がありますが、次の①から④までのいずれかに該当するときは、工事現場への現場代理人の常駐を要しない場合があります。

ただし、いずれの場合も、本市と受注者の間で次に掲げる期間を設計図書もしくは工事打合せ書等の書面により明確にする必要があります。

なお、入札等において、入札書等に添付する「配置予定現場代理人・技術者届」等の配置予定現場代理人は、契約締結日（余裕期間設定の工事においては実工期）から配置できる人としてします。

また、④の場合、市が通知する「工事検査結果及び工事評価通知書」も工事打合せ書等の書面に含めます。

①契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）

②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

④工事完成後、検査が終了（修補の検査も終了）し、書類整理等の事務手続きのみが残っている期間

* 上記の期間は現場代理人が工事現場に常駐することを要しない期間ですが、原則、他の工事の現場代理人や主任（監理）技術者として常駐や専任として配置できる要件ではないことに留意してください。ただし、上記※2の要件に該当する場合は兼任として認められますが、兼任が認められた場合でも上記の期間は、あくまで常駐を要しない期間であり、現場代理人としての職務から外れるものではありません。

※6 主任（監理）技術者の専任期間は契約締結日（余裕期間設定工事の場合は工事開始日）から検査完了日が基本となりますが、上記※5の①から④までのいずれかに該当するときは、工事現場への主任（監理）技術者の専任を要しない場合があります。

ただし、いずれの場合も、本市と受注者の間で次に掲げる期間を設計図書もしくは工事打合せ書等の書面により明確にする必要があります。なお、入札等において、入札書等に添付する「配置予定現場代理人・技術者届」等の配置予定技術者は、契約締結日（余裕期間設定の工事においては工事開始日）から配置できる人としてします。

また、上記※5の④の場合、市が通知する「工事検査結果及び工事評価通知書」も工事打合せ書等の書面に含めます。

* 専任を要しない期間についても主任（監理）技術者としての職務から外れるものではありません。原則、他の工事の現場代理人や主任（監理）技術者として常駐や専任として配置できる要件ではないことに留意してください。

* 上記※5の③の工場製作のみが行われている期間においても、建設工事を適正に施工するため、主任（監理）技術者がこれを管理する必要がありますが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合で、本市が契約締結後に認めたときは、同一の主任（監理）技術者がこれらの製作を一括して管理できるものとします。

3 現場代理人・主任（監理）技術者の配置に係る注意事項等

(1) 現場代理人、主任（監理）技術者等（監理技術者補佐を含む）の雇用関係

主任（監理）技術者等は、所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。**現場代理人についても同様の雇用関係にあることを必要とします。**例えば在籍出向者、派遣社員については直接的な関係にあるとはいえません。なお、本市では現場代理人、主任（監理）技術者等が建設業者（入札参加申請業者又は指名業者）と公告の日又は指名の日において3ヶ月以上の雇用関係があることを次の書類の写しにより確認します。

事業所	必要な書類
○ 法人事業所 ○ 常時 5 人以上の従業員を使用する個人事業所	◎ 健康保険被保険者証、加入証明書又は資格確認書（各事業所に応じた健康保険法に定める健康保険のもので所属事業所名及び加入年月日が表示されており、有効期限内のもの） ◎ 上記を交付していない場合は、次のいずれかの書類等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理技術者資格者証 ・ 住民税特別徴収税額通知書 ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 ・ 所属企業の雇用証明書 ・ 上記に準ずる資料
○ 5 人未満の従業員を使用する個人事業所	◎ 健康保険被保険者証、加入証明書又は資格確認書（所属事業所名及び加入年月日が表示されており、有効期限内のもの） ◎ 上記を交付していない場合は、次のいずれかの書類等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理技術者資格者証 ・ 雇用保険被保険者証 ・ 雇用保険被保険者通知書 ・ 住民税特別徴収税額通知書 ・ 所属企業の雇用証明書 ・ 上記に準ずる資料

(2) 現場代理人、主任（監理）技術者等の変更

現場代理人、主任（監理）技術者等の途中交代や配置人数の変更は原則、主任（監理）技術者の死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合等を除き認められません。なお、やむを得ず変更する場合は、建設工事を請け負った建設業者は、監督員（担当課）及び契約担当者（契約課）と事前に協議を行った後、現場代理人、主任（監理）技術者等の変更届の提出が必要となります。

(3) 監理技術者の配置

発注者（市）から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者を配置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者を配置しなければなりません。また、監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないように、監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置してください。

(4) 監理技術者の資格等

公共工事における専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講（講習の有効期間は、受講した日の属する年の翌年から起算して5年以内）している必要があります。

監理技術者として現場に配置される場合には、**監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（修了履歴の貼付）の携帯が必要となります。**

(5) 共同企業体における現場代理人及び監理技術者の配置について

共同企業体における現場代理人は代表構成員が配置してください。また、下請金額が5,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の場合、代表構成員の配置する技術者は、監理技術者としてください。その他構成員の配置する技術者は監理技術者が望ましいですが、国家資格のある主任技術者でも可とします。

※ 主任(監理)技術者等に関する制度の詳細については、建設業法、監理技術者制度運用マニュアル等を参照してください。

4 専任を要する工事における技術者の兼任及び営業所専任技術者の配置の特例について

建設業法の改正(令和6年12月13日施行)に伴い、専任を要する工事(4,500万円以上(建築一式工事は9,000万円以上))について、監理(主任)技術者の専任の特例及び営業所専任技術者の配置の特例が設けられました。本市では、令和7年4月1日以降に公告するものについて、特例の適用が可能となります。適用に当たっては希望する特例の種類ごとに、適用条件を満たすことと、入札時・契約時の追加提出書類が必要となります。

(1) 監理(主任)技術者の専任特例

技術者の専任特例は以下の2つのいずれかとなります。専任特例1号と2号を併用することはできません。

- ① 専任特例1号(ICT措置等)
- ② 専任特例2号(監理技術者補佐の配置)

いずれの場合も以下の条件は共通です。

- ・1億円未満(建築一式工事は2億円未満)であること。
- ・兼任は2現場まで。

① 専任特例1号について

本特例はICTの活用により遠隔で施工管理をする場合に適用となるものです。

専任特例1号については、主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼任できるとされており、適用にあたっては、以下の全ての要件に適合する必要があります。

- 1) 各工事の請負代金の額が、1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)であること。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- 2) 本市発注工事であること。
- 3) 下請次数が3を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は専任特例が活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- 4) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者(以下「連絡員」という。)を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。

連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは

可能である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。

連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、主任技術者の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。

連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要である。

5) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

6) 「省令117条の2又は17条の5に基づく人員の配置を示す計画書」を作成し、工事現場毎に備え置くこと。なお、以下の項目は計画書に必須の項目である。

イ 当該建設業者の名称及び所在地

ロ 主任技術者又は監理技術者の氏名

ハ 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

ニ 各建設工事に係る次の事項

(イ) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地

(ロ) 当該建設工事の内容（法別表1上段の建設工事の種類）

(ハ) 当該建設工事の請負代金の額

(ニ) 工事現場間の移動時間

(ホ) 下請次数

(ヘ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）

(ト) 施工体制を把握するための情報通信技術

(チ) 現場状況を把握するための情報通信機器

7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、確実なやりとりが可能であれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

8) 兼任する建設工事の数は、2を超えないこと。なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、2)～7)の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。

※専任特例1号の監理技術者は各工事現場の現場代理人になることはできません。

※各工事現場に常駐する現場代理人が当該工事現場の連絡員を兼ねることはできますが、他の工事現場の現場代理人や主任技術者・監理技術者が連絡員となることはできません。

② 専任特例2号について

本特例は改正建設業法の施行前からの特例監理技術者と同様の制度です。

条件は以下の通りです。

- 1) 各工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- 2) 各工事現場に監理技術者補佐を専任で配置すること。
- 3) 兼任する工事の数は、2を超えないこと。
- 4) 本市発注工事であること。
- 5) 監理技術者補佐になり得る者の条件
 - ①主任技術者の資格を有し、かつ、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - ②監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。また、監理技術者補佐が受注者と公告の日又は指名の日において3カ月以上の雇用関係があること。
- 6) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること
- 7) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

※専任特例2号の監理技術者は各工事現場の現場代理人になることはできません。

※監理技術者補佐は配置される工事現場の現場代理人を兼ねることができます。

※専任特例2号は監理技術者のみの制度であり、主任技術者には適用されません。

※同一の監理技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできません。

(2) 営業所専任技術者の配置の特例

専任特例1号と同等のICT措置等により、1億円未満（建築一式工事は2億円未満）の工事について、1現場のみ、特例配置が可能となります。適用にあたっては、「(1) ①専任特例1号について」の1)～7)の条件を**全て満たす**必要があります。なお、特例の適用有無にかかわらず、営業所専任技術者が配置可能な工事現場は1現場のみであり、現場代理人を兼ねることはできません。

(3) 特例を希望する場合の提出書類について

①入札書の提出時

かながわ電子入札システムにおいて、適用を希望する特例に応じ、入札書に「配置予定現場代理人・監理（主任）技術者（専任特例1号）・連絡員届」「配置予定現場代理人・監理技術者（専任特例2号）・監理技術者補佐届」「配置予定現場代理人・監理（主任）技術者（営業所専任特例）・連絡員届」（様式の掲載場所は下記③を参照）を添付してください。この様式のエクセルシートを、入札時添付資料のシート末尾にコピーして貼り付け、必要事項を入力し、電子入札システム内において提出してください。なお、それぞれの特例の届以外に「配置予定現場代理人・監理（主任）技術者届」も併せて提出して頂くこともできます。

※特例1号又は2号において兼任する予定の工事2件のうち、一方の工事のみ落札候補となるなど、特例での配置ができない場合は、通常の監理（主任）技術者として取り扱うこととします。

②契約締結時

特例の種類に応じ、以下の書類を提出してください。

専任特例1号：

「現場代理人届・監理（主任）技術者届（専任特例1号）・連絡員届」

「省令117条の2又は17条の5に基づく人員の配置を示す計画書」

専任特例2号：

「現場代理人届・監理技術者届（専任特例2号）・監理技術者補佐届」

営業所専任技術者の特例：

「現場代理人届・監理（主任）技術者届（営業所専任特例）・連絡員届」

「省令117条の2又は17条の5に基づく人員の配置を示す計画書」

③様式の掲載場所

様式は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード（電子サービス）」→「契約」→「工事請負契約書等様式集」に掲載しています。

相模原市役所財政局契約課
電話 042（769）8217